

## 第 84 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

### (開催要領)

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 15 日 (火) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 6 2 3 会議室
- 3 出席者  
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授  
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事  
同 柿沼 トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長  
同 平川 和子 東京フェミニストセラピセンター所長

### (議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について
  - ・ いわゆる J K ビジネス及びアダルトビデオへの出演強要に関する政府の取組について
  - ・ 若年女性の性暴力被害について
- 3 閉 会

### (配布資料)

- 資料 1 児童が被害に遭わないための教育について【文部科学省】
- 資料 2 - 1 児童相談所・婦人相談所での保護や自立支援について【厚生労働省】
- 資料 2 - 2 職業安定法・労働者派遣法関係【厚生労働省】
- 資料 2 - 3 労働者性の判断基準【厚生労働省】
- 資料 3 アダルトビデオへの強制出演等に対する警察の取組【警察庁】
- 資料 4 「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」【法務省】
- 資料 5 「若年女性の性暴力被害」(小西聖子武蔵野大学教授提出資料)

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。

ただいまから第84回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、8名の委員中4名が出席でございます。過半数に満たないわけでございますけれども、本専門調査会の運営規則第4条1項に、会長が開催を決定できるという規定がございますので、これに基づきまして、本日は開催させていただきます。なお、御欠席の委員は、本日の議事は、小木曾委員、原委員、森田委員、山田委員の4名となっております。

本日の議事は、「児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について」、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要の被害に関する政府の取組について、各省庁から御説明いただくことになっております。

また、若年女性の性暴力被害につきまして、研究者の立場からの御意見をいただくため、本日は武蔵野大学心理臨床センター長で、同大学の人間科学部長であります小西聖子教授をお招きしております。よろしくお願いいたします。

それでは、前回の会議後、本日までの間に事務局の異動がございましたので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○岡本審議官 審議官に着任いたしました岡本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 それでは、議事に入ります前に、事務局から会議資料の確認をしてください。お願いします。

○馬場暴力対策推進室長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

議事次第にございますとおり、本日の会議資料は1から5までとなっております。資料1から4までは関係省庁からの提出資料、資料1が文部科学省、資料2が厚生労働省、資料3が警察庁、資料4が法務省からの提出資料になっております。資料5は小西教授の御発表資料となります。

不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、小冊子の資料4でございますが、法務省から提出いただきました人権尊重意識を持ったインターネット利用を呼びかける啓発冊子でございます。今年春に新高校1年生向けに配布したもので、コミュニティーサイトやSNSを通じた性犯罪被害に関する問題も含まれております。本日は説明はございませんが、御質問等ございましたら、後ほど事務局に御連絡いただきましたら、担当省庁につなげたいと存じます。

資料の説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

本日はたくさんの方から御説明を頂戴することになっておりますので、早速始めて参ります。

まずは、議事次第の1でございます。児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について、その実態を把握するため、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要の被害に関する政府の取組について、文部科学省、厚生労働省、警察庁から御

説明をいただくことになっております。その後で質疑をさせていただきます。

最初は、文部科学省から児童がJKビジネスなどの被害に遭わないための教育についてということで、御説明をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。

○市川女性政策調整官 おはようございます。文部科学省でございます。

資料1を御用意させていただきました。こちらが「児童が被害に遭わないための教育について」ということで、まず、指導者向けの教材のチラシを御用意させていただいております。

めくっていただきまして、ページを振ってごさいませんが、保護者用の情報モラル教育のパンフレット、スライド教材、動画教材の御案内となっております。また、めくっていただきまして「スマホ時代のキミたちへ」ということで、こちらのほうは対象を高校生、小中学生向けの資料を御用意させていただいております。

文部科学省といたしましては、第3次児童ポルノ排除総合対策に基づきまして、情報モラル教育の一層の充実や家庭におけるルールづくりの重要性に関する普及啓発の強化など、さまざまな取組を行っているところでございます。具体的には、学習指導要領におきまして、情報モラルを身につけさせることを明記してございます。また、携帯電話等を巡るトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ、児童生徒向けの啓発資料リーフレットを全国の小中学校、高等学校などへ配布を行っているところでございます。また、文部科学省、総務省、関係団体が連携いたしました、子供たちのインターネットの安心安全な利用のための専門家による啓発講座の実施も行っております。

最後に、学校、家庭、地域が連携、協力いたしまして、子供のインターネット利用について理解や知識を深めるための講座等の実施などを平成27年度に行っているところでございます。また、被害児童の早期発見や支援活動や担当職員の能力向上の対策といたしまして、児童生徒の臨床心理に関します専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラー等や、教育分野と社会福祉等の知識、技術を有しますスクールソーシャルワーカーの配置等による相談体制の整備等に必要な経費の計上もしております。

健康観察や心のケアの進め方、メンタルヘルスの基礎知識について解説した教職員用の指導参考資料を全国の小、中、高、特別支援校等に配布しているところでございます。

最後に、こちらのほうでございしますが、引き続きまして、関係省庁や関係団体と連携しながら、情報モラル教育や保護者等への普及啓発、被害児童への支援に係る取組等を総合的に推進していきたいと考えてございます。

文部科学省からは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、次は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局から、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオ出演強要などの被害に遭った方の保護及び自立支援の取組について、説明をお願いいたします。

○栃堀女性保護専門官 よろしくお願いたします。

まず、今回、テーマがいわゆるJKビジネスの被害、AV出演強要とありますので、こちらは

10代の女の子が利用し得る児童相談所、婦人相談所での保護やその後の自立支援ということで、お話をさせていただきたいと思います。

こういう女の子ですと、家庭で虐待があるとか、学校でいじめられた等、「居場所がない」ということで、東京とか、大きな繁華街に家出して来るといってお子さんが多いかと思えます。そうなってくると、警察の補導などで児童相談所への通告とか、18歳を超えていれば婦人相談所に相談がやってくるといったところかなと思えます。婦人相談所というのは年齢が決まっておりますので、例えば10代の女の子が相談に来たということになれば、児童相談所との連携ということになります。

児童相談所のケースになりますけれども、恐らく重い虐待等が家庭でなければ、家に帰って児童福祉司による指導等になるかと思うのですが、例えば父親からの性被害があるとか、どうしても家に帰せないということになると、里親とかファミリーホーム、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、そのほか、自立援助ホームというものもございしますが、こういうものが利用し得る、いわゆる社会的養護と今、言っておりますけれども、施設とか小規模なグループでのケアということになってくるかと思えます。

社会的養護の現状ということでは、対象児童ということで、児童養護施設とか、児童自立支援施設の対象になるお子さんが明記されております。例えばこういう女の子が児童相談所から施設に、ということになると、児童養護施設であったり、児童自立支援施設というところが利用可能な場所と思えます。

ただ、基本的に施設は、集団・グループでの生活になるところがありますので、そういう女の子に施設の説明をすると、「私はこういうところに入りたくない」と言う可能性は当然あるわけですが、施設の方も一人一人と関係を深めながら、その信頼関係ができたところでいろいろな支援をしていく、というスタンスでやっておりますので、そのあたりは児童相談所の職員が丁寧に説明をしていくことになるかと思えます。

そして、自立援助ホームですけれども、義務教育終了後から利用可能です。児童福祉法は原則18歳未満なのですが、自立援助ホームの場合は20歳になるまで利用は可能です。また、今回の児童福祉法等の一部改正で、大学等に就学をしていれば、22歳の年度末までいることができるということになりました。施行が来年の4月ということになります。

では、大学に行っていなければ利用できないのかというところでは、それ以外の方についても今、必要に応じて継続して支援を受けられるための予算要求をしているところでございます。

ちょっとこの辺は、省略をさせていただきます。

次に、婦人相談所になります。婦人保護事業と言っておりますが、ピンクの部分で、一番左に被害女性と書いてあります。地域福祉事務所などに配置をされています婦人相談員が大体ファーストコンタクトをとる形になりますが、婦人相談所、ここが一時保護をする権限を持っておりますので、先ほど言ったような、AV被害に遭ったような方を一時保護した後、婦人保護施設、これは中長期に自立支援をする施設となっておりますが、こういうところで心理的なケアとか、自立に向けたいろいろな支援、例えば就労支援をハローワークに行っ、というときに、職員が同

行していろいろ説明をしながら地域に出て行くための手助けしていったところになります。

あと、(表の中で) ピンクよりも少し赤くなっている民間シェルターというものがございます。ここは、DV被害者が多いのですけれども、一時保護委託という形で婦人相談所の一時保護所本体ではなく、別のところで適切な場所であれば、あらかじめ契約をして、こういうところで保護もできるといったことになっております。

これが婦人相談所の基本の流れをちょっと拡大したものになりますが、相談、面接ですね。児童相談所と基本的には同じような形になりますけれども、一番左下のところ、婦人保護施設へ入所ということになると、必ず一時保護が前提となりますので、一時保護を経た後、婦人保護施設での中長期の保護ということになります。お子さんをお持ちの女性もいらっしゃいます。そういう場合は、一時保護の後に、母子生活支援施設への入所、一時保護を経なくても、福祉事務所経由で母子生活支援施設の利用等も自立支援の中では考えられると思います。

これが婦人保護施設への入所理由ということになっております。26年度ですけれども、半分近くがDV被害者、例えば親御さんからの性被害も含めて、子供や親族からの暴力とか、交際相手等からの暴力を入れると、大体6割が暴力被害者という現状になっています。

あと、心身の状況ということでは、約4割の方に何らかの障害があります。

ここは自立支援のメニューというか、用意しているものとしては、例えば自立に際して就労したり、アパートを借りたりするとき、なかなか身元保証人がいない場合は、身元保証人確保対策事業、これは児童福祉施設等も当然対象になっておりますが、こういうところで施設長等に保証人になっていただけるような仕組みをつくっております。

それから、施設を出て、すぐ自立ができます、というわけではありませんので、施設にいる間にステップハウスとって、自炊とか一人暮らしが体験できるようなアパートなり一軒家とかを借りるような補助もしております。

最後になりますが、何といたってもこういう方たちは、地域に出た後すぐに自立がうまくいくわけではありませんので、何回も何回も失敗を重ねる。そこで、施設の職員がアフターケアをしながら関係をとって、その失敗に対してもう一度自信をつけて、何度も何度もチャレンジしてもらおうといったところの支え、見守りということでアフターケアをしております。

ちょっと短い時間で多くの枚数を説明しましたので、非常に雑駁な説明になってしまいましたが、以上が児童相談所、児童福祉法、婦人保護事業は売春防止法が根拠法となっておりますが、DV法とかストーカー規制法等をもとに展開をしている事業でございます。この中でこういうAV出演強要の被害やJKビジネスの被害を受けた若年女性の支援をしていくという説明をさせていただきました。

失礼いたしました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、同じく厚生労働省ですけれども、職業安定局から、アダルトビデオ出演強要に関連して、職業安定法や労働者派遣法に関する説明をいただくことになっております。よろしく願いいたします。

○小川需給調整事業課長補佐 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課の小川と申します。

当課で所管しております法律、職業安定法・労働者派遣法に基づきまして、いわゆるアダルトビデオへ出演させる行為につきまして、取り締まりが行われている実態がございますので、職業安定法・労働者派遣法につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料2-2、職業安定局と書いてある資料をおめくりいただければと思います。

最初、表紙がございまして、1ページ、関係法令という資料があるかと思っております。職業安定法でございますが、第63条第2号におきまして、公衆衛生または公衆道徳上有害な業務につかせる目的で職業紹介、労働者の募集もしくは労働者の供給を行った者、またはこれらに従事した者につきまして、1年以上10年以下の懲役、または20万円以上300万円以下の罰金が規定されているところでございます。

また、労働者派遣法でございますが、第58条におきまして、公衆衛生または講習道徳上有害な業務につかせる目的で労働者派遣をした者につきまして、先ほどと同様、1年以上10年以下の懲役または20万円以上300万円以下の罰金が規定されているところでございます。

これら職業紹介、労働者の募集、労働者の供給、労働者派遣の詳細につきましては、2ページ、3ページに記載しているとおりでございます。

まず、職業紹介でございますが、労働力を求める求人者からの求人の申し込みを受け、また、労働の機会を求める求職者からの求職の申し込みを受けまして、求人者と求職者との間の雇用関係の成立をあっせんする、マッチングすることを職業紹介と呼んでおります。

また、労働者の募集でございますが、労働者を雇用しようとする者がみずから、場合によっては他人に委託しまして労働者となろうとする者に対して勧誘することを労働者の募集と読んでおります。

次の3ページ、労働者の供給と労働者派遣につきまして図示しております。労働者供給でございますが、自己の支配下にある労働者を他人の指揮命令下で労働に従事させることをいいます。

そのうち自己の雇用する労働者を他人の指揮命令下で労働に従事させることを労働者派遣といひまして、労働者派遣だけ労働者派遣法という中でさまざまな規制をしているところでございます。

1ページにお戻りいただければと思うのですが、これら先ほど申し上げました職業紹介、労働者の募集、労働者の供給、労働者派遣の対応に該当しまして、かつ、労働者の従事する業務が先ほど読み上げさせていただきました条文、公衆道徳上有害な業務に該当する場合には、罰則が適用されることとなります。

これらの対応、職業紹介等々に該当するかどうかというところでございますが、契約の名称にかかわらず、業務を行わせる実態によりまして判断されるということになろうかと思っております。また、公衆道徳上有害な業務に該当するかどうかというところにつきましても、個別の事案に応じて判断されることになるかと承知しております。いずれにしても、こういった条文に該当して行くものにつきましては、必要に応じまして取り締まりが行われているということかと承知してお

ります。

職業安定法・労働者派遣法につきましては、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは次に、同じく厚生労働省労働基準局、アダルトビデオ出演強要に伴う契約などに関連して、労働者性の判断基準について説明をお願いします。

○大塚労働関係法課調査官 厚生労働省労働基準局労働関係法課の大塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

関連する資料は資料2-3の1枚紙でございますけれども、今、安定局のほうから説明があったことに関して補足いたしますと、職業安定法での職業紹介というのは、先ほどからの説明でもありましたように、紹介先と働く人との間で雇用関係の成立をあっせんするものであります。この雇用関係は労働関係とはほぼ類似のものでございます。

あと、労働者派遣につきましては、派遣元との間で労働契約があることが前提でありまして、労働契約に基づいて雇用する労働者の方を派遣先に派遣して、そこで働かせるというのが労働者派遣の概念であります。ということは、職業紹介にしましても、労働者派遣にしましても、労働関係があることが前提なわけです。その労働関係とは何かということをお説明するのが2-3の労働者性の判断基準であります。

まず、AV女優とプロダクションとの間の契約、これはさまざまなものがあるかと思えます。必ずしもAV女優が労働者性に該当して、労働契約かということ、そうではないケースも相当数あるのではないかと思います。

まず、一般論として、AV女優とプロダクションとの間の契約は、さまざまな契約形態があるかと思えますけれども、一つは、民法の一般原則が適用されるのだらうと考えております。例えば意思表示の重要な部分について錯誤があった場合の錯誤無効の規定、95条ですとか、あるいは、プロダクション側から何らかの詐欺また脅迫が行われて締結した契約、意思表示については取り消し得るという規定が民法にございますので、こうした民法の一般原則というのは契約の形態問わず、こうしたAV女優とプロダクションとの間の契約にも適用されるのだらうと考えております。

その上で、労働者性に該当するかどうかなのですけれども、就業の実態ですとか、AV女優が行った行為に対して支払われる報酬の形態ですとか、あるいはプロダクションとの専属性の程度ですとか、何かあったときに別の女優に代替可能なものなのかどうかとか、そういった業務の実態、報酬の実態、さまざまなものを見て個別に判断されるものでございますので、一概にAV女優が労働者であるとは言えないというのがまず大前提であります。

その上で、労働者性に該当して、AV女優が労働契約に基づいてプロダクションのもとで働く労働者であるとなった場合には、労働基準法、安全衛生法、さまざまな労働基準関係法令が適用されることになります。

契約に関して申しますと、例えば労働基準法におきましては、第15条という規定がございますので、これは労働契約締結の際に就業の場所ですとか業務の内容などにつきまして、書面で労働者

に明示しなければいけないという義務づけがなされております。実際に明示された業務の内容と事実が違うのではないかということになった場合には、第15条第2項で即時に解除することができるという規定もございます。また、労基法では、第16条で労働契約の不履行に伴う賠償予定をすることについて禁止する旨の規定などもございます。

また、労基法ではないのですけれども、労働契約法という法律もございまして、これもほぼ同じような判断基準によりまして、労働者に該当するかどうかを見ていきますけれども、ここでは労働契約の成立というのは、労使が合意で決めなければいけない、労働契約の内容も労使が合意で決めなければいけないといったような合意原則ですとか、あるいは労働契約が成立した場合には、使用者は労働者に対して業務命令をする権限は当然あるわけでございますけれども、それが濫用にわたってはいけないという権利濫用原則ですとか、そういった労働契約の一般原則も定められているところでございます。

このように、労働者に該当した場合には労働基準関係法令が適用されていくわけでございますけれども、その契約の実態によっては労働契約ではない場合も相当数あるのだろうと考えておりまして、これは先ほど職業安定局が申し上げたように、個別具体的に判断されていくものとなっております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、最後に警察庁からお願いいたします。警察庁生活安全局からアダルトビデオへの出演強要等に対する警察の取組について御説明をお願いいたします。

○高坂保安課長補佐 警察庁保安課の高坂と申します。よろしくお願いいたします。

資料3に基づき、御説明いたします。

まず、アダルトビデオへの強制出演に関する問題については、NGOが本年3月に公表した調査報告書において、契約方法、違約金に絡むものなど、いろいろな問題点が挙げられ、内閣府、消費者庁、厚労省、警察庁、検察庁、複数の省庁に提言がなされているところでございます。

この提言の中で、警察、検察に対しましては、積極的に捜査、訴追を進めるよう求められております。

警察庁からは、この問題に対しまして、現在行っている取組等について御説明いたします。

初めに、相談の受理状況でございます。警察庁では、AVへの強制出演に係る警察への相談の実態を把握するため、AVに強制的に出演させられたり、契約を結んで強制的に出演させられそうになったという相談について、全国警察を対象とした調査を実施いたしました。その結果、平成26年1月1日から本年6月30日までの2年半の間で、22件の相談があり、その約8割が関東方面であることが判明いたしました。

相談者の年齢層別では、10代が4件、20代が12件、30代が3件、不明が3件でございまして、性別では女性が21件、男性が1件となっております。

相談事例を申し上げますと、プロダクションと1年契約を結び、AVに1本だけ出演しましたが、契約解除を申し入れたところ、プロダクションから、3本撮る契約なので違約金が発生する



と言われたなどで、AVへの出演の契約を結んだ後、出演を拒否したところ、契約書を盾に違約金を請求されたというものが目立っております。

そのほか、撮影されたAVのDVDやネット上での販売をとめてほしいといったものや、契約に際してスカウトに声をかけられ、モデルの勧誘だと思って行ったら、AVの勧誘だったという相談もございます。

次に、検挙の関係ですが、最近の事例としては、本年6月、警視庁が芸能プロダクションに所属していた女性をAV制作会社に派遣したとして、このプロダクションの元社長ら3名を労働者派遣法の有害業務派遣等で検挙。また、同じく警視庁が本年10月、芸能プロダクションに所属していた女性をAV制作会社に派遣したとしまして、6社の社長ら計12名を労働者派遣法の有害業務は検討で検挙しております。

最初にお話しした事例でございますけれども、都内の芸能プロダクションの社長ら3名が、厚生労働大臣の許可を受けずにAV制作会社がアダルトビデオを制作するに際しまして、その企画、内容が、出演女優が男優を相手に性交等させることを知りながら、同社が雇用する女優を制作会社に派遣したというものでございまして、撮影現場におきまして、同制作会社の依頼を受けた監督の指揮命令下に女優を稼働させ、もって公衆道徳上有害な業務につかせる目的で労働者派遣をしたということで、労働者派遣法の有害業務派遣等で検挙したものでございます。

被害女性ですが、雇用関係を結ぶに当たりまして、AV出演を告知されず、モデルとして採用されましたが、その後、AVの出演を拒否しましたら、違約金を払えなどと言われまして、仕方なく出演したということでございます。

なお、被疑者3名と被疑法人に対しましては、罰金刑の判決が出ております。

2つ目の事案でございますが、最初にお話ししました事案のAV撮影現場に所属女優6人を派遣していたということで、都内の別の6社の芸能プロダクションの社長ら12人を同じく労働者派遣法等で検挙したものでございます。

なお、この種の事件の捜査では、雇用関係にあることの立証が不可欠でございますが、中にはそれが判然とせず、契約の実態の解明に要する時間、証拠の収集など、相応の困難を要するものと聞いております。ただ、いずれにしましても、相談を受けた場合は、法と証拠に基づきまして、厳正に取り締まる方針で臨んでいきたいと考えております。

次に、警察の取組についてでございます。警察庁では、御説明いたしました実態をふまえて、本年6月、全国警察に対しまして通達を発出し、AVへの強制的な出演等に係る相談への適切な対応等について指示したところでございます。

その内容ですが、強姦罪、暴行罪、傷害罪、脅迫罪などといった刑法の罪だけでなく、職業安定法、労働者派遣法といった労働関係法令と、各種法令の適用を視野に入れた取り締まりを推進すること、また、契約に関する相談を受理した際は、民事契約については無効、取り消し、契約の解除ができる場合があることなどを助言し、適切な専門機関を紹介するなど、適切に対応することというものでございまして、全国警察会議の場でも、警察庁からこの問題への適切な対応について指示しております。

なお、A Vへの強制出演に係る相談については、警察に相談がなされず、被害の認知にまで至っていないというものが考えられます。警察では、各種トラブル、被害があったときは、全国に設置してある相談専用電話、#9110や、都道府県警察本部、警察署、交番等に対しまして、日時を問わず相談してほしいと広報しております。引き続きあらゆる機会、媒体を活用いたしまして、これらを周知徹底いたしますとともに、相談を受理した際は相談者の心情、立場に十分に配慮して、適切に対応してまいりたいと思っております。

また、警察が受けているこの種の相談は、違約金の請求等契約に関するものが多く、そうなれば、弁護士会、法テラスといった専門機関への相談を助言することとなりますので、専門機関にも相談を受ける体制をとっていただくことが必要かと思えますし、今後、そのような機関と連携していくことも重要になると考えております。

なお、警察庁では、平成16年から毎年、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議というものを開催しております。関係省庁やNGO等を招き、A Vへの強制出演等の問題についてもNGOから発表してもらうなど、意見交換等を行っておりますので、引き続きこれらの枠組みを通じて連携にも努めていきたいと思っております。

説明は以上でございますが、警察としては、被害者の相談に真摯に対応いたしますとともに、違法行為があれば、法と証拠に基づき厳正に取り締まる方針で今後とも臨んで参りたいと考えております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

省庁からの報告は以上になっております。少し時間がありますが、厚生労働省のほうで何か補足されますか。よろしいですか。

先ほど資料の説明がありましたように、資料4の法務省につきましては、今日の口頭での御報告はございません。パンフレットを出していただいております。これについて御質問等がございましたら、事務局のほうからまた問い合わせることが可能であるということです。

あと20分ぐらいを想定しておりますけれども、委員の皆様から各省庁への質問をお願いしたいと思います。

最初に、文科省がお出しくださいました資料1に基づいて質疑をしたいと思っておりますが、御質問はありますか。

阿部委員。どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。

これは、小学生、中学生と対象が保護者を含めて幅広くという御報告でしたが、どれぐらいの枚数をどの領域にどのような方法で配布したり、あるいは配布した資料に基づいて実際に教室やお子さんを相手に、ただ配布するだけではなくて、きちんと読み合わせするとか、こういったことが必要だという形で実際にレクチャーをしているということがどれぐらいあるのかということをお教えいただきたい。

○辻村会長 ありがとうございます。お願いします。

私も追加で、公立だけではなくて私立でも行っているのかなど、伺いたかったのですけれども、実態はどのようになっておりますでしょうか。

○市川女性政策調整官 御質問ありがとうございます。

こちら、教員用の教材につきましては、教育委員会、都道府県市区町村に向けてでございますが、約3万7,000箇所配布させていただいております。保護者用の教材でございますが、約4万箇所配布させていただいております。

また、御質問のございました私立学校に向けてでございますが、教員用が約2,500箇所、保護者用の教材が約2,500箇所、配布させていただいているところでございます。よろしいでしょうか。

○辻村会長 阿部委員からの質問は、レクチャーなど、実際にどう扱われているかということでしたが、いかがでしょうか。

○市川女性政策調整官 こちら、小学生向け、高校生向けというリーフレットを御用意させていただいております。こちらのほうとは別途啓発講座も実施させていただいております。27年度の実績で2,114件、対象となりましたのは、約38万の方たちにこちらの啓発活動を行ってございます。

また、PTAの集まり等でも、こういった活動に向けてということで、普及啓発活動のほうを行ってございます。こちらの実績でございますが、PTAを通じた保護者への働きかけが今回、28年6月に日本PTA全国協議会総会様のところで約100名を対象に、また、6月26日には全国高等学校PTA連合会総会様のほうで約130名を対象に、あと2回ございまして、日本PTA全国研究大会徳島大会のところでは、2日に分けまして、約5,000名の方たちにこちらのほうの普及啓発も行ってございます。また、高等学校PTA連合会千葉大会様におかれましては、2日において約1万名の方たちを対象とした活動を行ってございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 少し前の質問とダブるかもしれませんが、私もちょうど小学5年と中学1年の女の子の孫がおりまして、このイラストと同じ状態を毎日目にしております。母親のほうが、1日に1時間とか時間を限っておりますが、人の顔を見るよりスマホとかをのぞいている状況が多いですね。先ほど離れた子とまた連絡をとっているという状況がありまして、ただ、そのところのスマホの奥深い危険性を子供たちは承知していないようです。そこら辺をどれだけ鍵をかけたか、チェックをしたりしてできるかということ、母親、父親の世代は子供たちに関心を寄せて見ていればできると思うのですが、もう一段階、祖父母の時代になるとなかなか子供のここまで踏み込めない領域かもしれないのですが、将来のこの子供たちのことを思うと、もう少しPTAのみならずスマホの利便性、危険性が相反するという、両刃の剣だということをお子たちに自覚させていくツールを、ただPTAと学校のみならず、地域社会にも広げていただければと思います。この中で、今、子供たちが、電車の中でも大人がこれを見っ切りですけれども、人のネットワークについて言葉を交わすというより、これをのぞき込んでいるということの弊害を少し教育の中

でも教えていただいたほうがいいかなと思うのですけれども、そこら辺のところは現実的には、要するに地域社会の中でのチェック機能というのでしょうか、そんなところは文部科学省としてはどのようにお考えでしょうか。

○辻村会長 よろしいですか。直接お答えいただけますでしょうか。

○市川女性政策調整官 ありがとうございます。

これまでも文部科学省におきましては、インターネットのみならず、飲酒であったり、喫煙であったり、さまざまなこういったところに対する啓発であったり、危険であるとかリスクについての御説明をさせていただいているところでございます。

また、柿沼委員御指摘のとおり、なかなかスマホやインターネットを使用している時間が非常に長時間になってしまうことと、途中でライン等をやめてしまったり、そういった部分もあってなかなかできないというところもあろうかと承知してございます。その辺を回避するためには、家庭と地域、学校の連携が非常に重要と考えてございます。

まず、家庭の中でどうしても長時間に及んでインターネットをやる部分については家庭内でのルールづくりが肝要と考えてございます。また、地域においても、そういったお子さんが見たところであったり、そういったところがあった場合につきましては、声かけ、学校のほうでやらせていただいたり、ソーシャルワーカーであったり、訪問型の、こちらのほうでも取組をさせていただいておりますとおりでございまして、あらゆる方策のほうを関係府省ともあわせながら取り組んでいきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、今の話ともつながりますけれども、文科省から併発的な発信をしているということですが、それに対するフォローアップですね。どういう成果があったのかということ、少し時間を置いて、学校なりからまた発表してもらおうなどの機会について考えておられますか。相互交流というのでしょうか、啓発として、チラシやパンフレットをつくって配布するだけでなく、どういう成果があったかということ、学校のほうから、知らせてもらうなど、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○市川女性政策調整官 一応アンケートはとっているのですが、その部分で十分なフォローアップという観点ではこれから図っていきたいと考えます。

○辻村会長 もう一点ですけれども、今日今日は、情報ということで、スマホとかインターネットについての啓発のことを御報告いただいたのですけれども、本日の調査会の直接的なテーマになっておりますJKビジネスでありますとか、アダルトビデオの被害に遭わないためとか、そういったことについては、具体的な取組はまだ文科省のほうではないですか。

○市川女性政策調整官 本日お配りしているところの資料でございまして、JKに特化したものはつくってございません。ただ、こちらの資料をお使いいただくときに、インターネットであったり、SNSであったり、そういったところに危険性について、可能な限り御説明していくところで、教員向けの指導であったり、保護者様に対する注意喚起のところ、特にそちらのほうで

御説明させていただければと考えているところでございます。

○辻村会長 なかなか難しい問題で、これまでもこの場でいろいろ議論がありましたけれども、やはり学校できちんと教育しないといけないだろうと思うのです。自発的な取組に任せるのか、文科省などからJKビジネス等についても啓発活動を進めていくのか、両方あってしかるべきかなという感じを持っておりますので、可能でしたらご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市川女性政策調整官 ありがとうございます。

○辻村会長 よろしくお願ひします。

それでは次に、厚労省に3つの報告をいただいておりますので、厚労省からお出しいただいた資料に基づきまして、御質問をお願ひしたいと思ひます。

私のほうから最初に、一番最初に均等・児童家庭局から出していただいた資料で、資料2-1の1枚目の表なのですけれども、現実には、児童相談所と婦人相談所での相談を考えているわけですね。児童相談所というのは当然、男の子も女の子も入っている。婦人相談所というのは、もともとセックスワーカーが対象だったということで、対象が女性に限られているということですか。

○栃堀女性保護専門官 はい。

○辻村会長 DVの被害者というのは、法律上は男性も被害者になり得るわけですが・・・。

○栃堀女性保護専門官 男性も入っておりますので。

○辻村会長 その点は、どのようになっているのですか。

○栃堀女性保護専門官 そこで相談も若干あります。あと、一時保護ということになれば、この一時保護所に男性が来るといふと、当然ほかの女性の方が保護されておりますので、そういう場合は例えば一時保護委託という形で、男性を保護できる施設等をあらかじめ婦人相談所が契約を結んでおくといったことになるかと思ひます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ここの書きぶりも「要保護児童（女性）の相談・通告」と書いてありまして、児童のほうも女の子だけを特別にしているというイメージがありますので、これちょっと。

○栃堀女性保護専門官 申しわけございません。今回、このテーマがJKビジネスの被害であったり、AV出演強要ということでしたので、ここに女性と書かせていただきましたが、当然、児童相談所は男児、女児、子どもということになりますので、大変失礼いたしました。

○辻村会長 これは今後の課題だと思いますけれども、本来、この調査会も女性に対する暴力ということで議論しておりますけれども、法制度のあり方自体が売春にせよ、ストーカー規制法にせよ、DVにせよ、女性だけが被害者であるという視点は持っていないわけですね。そこがダブルスタンダードになっておりまして、実際には、DVの避難所にしても、婦人相談所を使ったらいいではないかという形に、あくまでも被害者が女性ということを前提にした対応をこれまでやってきました。両性に同じように対応しなければいけないところを女性だけに特化した形での報告をいただいたということで、今後、どうしていくべきか、JKビジネスも今のところは女子高校生が対象になっておりますけれども、一般論として考えていけばそうではない状況も当然あり得

ることですから、今後どのように割り振るのか、女の子だけでなく、若年の男女についてこういうビジネスがあった場合の措置という形での対応が必要になってくるのではなかろうかとも考えられますので、厚労省の政策だけでなく、広く検討して行かなければなりませんね。もっと大きいことをいえば、婦人保護事業という言葉自体の問題がありますね。今は、セックスワーカー対象ではなくて、DVの被害者の一時保護とかに使われているわけですので、いつまでも婦人保護事業の中で実施すること自体がちょっと違うのかもしれないし、婦人保護という言葉自体、これでいいのかということはあると思います。いつも、参画会議その他、基本計画もそうですけれども、この言葉がずっと残っていますから、いつもどこかで発言したいと、どこかで切りかえていかなければいけないのかなと、私は個人的にずっと思っていたのですけれども、これをどこから提案を出していくのかというのはなかなか難しいところですので、局長を初め、皆様ちょっとお考えいただきたいと思います。婦人保護という言葉そのまま生かしてDV、すべて婦人相談とか婦人保護という言葉で今後通していけるかどうかということの問題性といったことも、近い将来どこかから問題提起をしていただければ幸いです。

○栃堀女性保護専門官 これは売春防止法を根拠としておりますので、法律用語として「婦人」と使っておりますが、各都道府県の婦人相談所においては、女性相談センターとか、「婦人」という名称を使っていないところもございますので。

○辻村会長 それに、法の建前はDVの被害者は男性もいるのだという建前ですからね。そこが排除された形に今、なってしまうから、そこをどうするかという問題も含めて、今後検討していかないといけないかなと思います。

ほかに質問いかがですか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 今の問題提起とオーバーラップするかもしれないのですけれども、婦人保護施設における在所者の入所理由が8ページのところにありますように、男女とか性の問題で一時保護された方たちが36人、3.5%という数値になっているのですが、この方たちが婦人保護施設では、DV防止法施行以降、DVの被害女性たちが多くを占めるようになってきているところに、性の問題で、あるいは今後の可能性としてJKビジネスによる性被害者も入所の機会があるかもしれないとなると、こうした方々が同じところに保護されることは無理があるのではないかという気がしているのです。そうすると今後、潜在化している被害者が表に出てくるときに、どこに一時保護するのか、どのようなプログラムを持って対応するのかという問題が起きてくるのではないかと思うのですが、そのあたりのところ、もしも議論が行われているようであれば、厚労省からお聞かせいただきたいと思っています。

○阿部委員 関連するのですけれども、婦人相談所という言い方についてですが、先ほど女性相談所と変わっているところもあるとおっしゃっているのですが、そうすると、この資料は片面が婦人相談所で、もう片面が女性相談所という名前を使っている一つの施設としてという理解にならざるを得ないのでしょうかねというのが1点目です。

それから、もう一つは、ずっと婦人保護施設、婦人相談所という形で資料が続いているわけで

すけれども、先ほど言いましたように、これは場合によっては女性相談所という形で理解していくということでもよろしいのかどうか。

3点目が、LGBTなどの被害者の対応というのはどういう形でなされているのかということについても、実態としてあればお聞きしたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

最初のご質問は、私の問題提起とは視点が違うかもしれませんが、もともとは対象が女性、セックスワーカーだったわけですね。それを女性という性に注目した形でDV被害者に拡げていくのか、逆にDV法というのは男性の被害者もあるため、そうではない形で拡げていくのかという、2つの法方があると思うのですが、そののところにも関連しますから。

○栃堀女性保護専門官 もともと平成13年にDV法が制定されて、婦人相談所で保護をするとなったときは、恐らく女性の被害者を前提としたところで、明記をされていたわけですが、当然、DV法は性別は関係ありませんので、男性の被害者もいらっしゃるというところで。ただ、保護するとなるとなかなか女性と一緒に同じ空間で男性もということはできませんので、一時保護委託という形で保護させていただいているといったことがございます。

今後ということでは、まだ厚労省のほうでも議論しておりませんが、ただ、DV被害の相談が婦人相談所で半分以上、一時保護になると7割以上になっておりますので、その後の婦人保護施設入所等も考えると、現在、確かに婦人保護施設の団体からも秘匿性を重視するDV被害者と、どんどん地域に出ていって自立を促進していくような方が混在していると、なかなか職員のほうの対応も難しいということはおかれておまして、厚労省でもそれは承知しているところでは。

今後、どうしていくかというところでは、まだ議論されておりませんが、ただ、DV被害者も当然、保護の対象ですし、今後増えていくだろうということで、今おっしゃいました対象者についても、保護していくことになりますので、このあたり、施設のほうでの支援が混乱しないような形で、考えていかなければいけないということは考えているところです。

○辻村会長 LGBTはいかがでしょうか。

○栃堀女性保護専門官 これに関しては、実は、婦人相談所もそうですけれども、福祉事務所に婦人相談員が配置されております。そういうところ向けに、平成27年3月に婦人相談員の相談支援指針というものを策定いたしまして、その中でLGBTの方も含めて相談の留意点等も記載しておりますので、相談の窓口で、こういう方がいらっしゃっても、当然そこで拒否をしないということは当たり前ですが、そういうところでは婦人相談員も含めてきちんと丁寧に対応するというのを、こちらのほうとしても推進しているところです。

あと、もう一点、「女性相談所」と「婦人相談所」ということでは、あくまでもこの資料では「婦人相談所」という表記で記載させていただいております。これは、法律用語ということで書かせていただいておりますので、都道府県の婦人相談所のほうでは、当然、先ほど申し上げました女性相談センターとか、「婦人」という名称を使わずに看板を掲げているところもございます。

ただ、こちらのほうとしては法律用語で婦人相談所といった形で全て書かせていただいているところでは。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

柿沼委員。

○柿沼委員 婦人保護相談所とは、売春防止法に基づいて設置されていると思うのですが、昔は売春防止ということで、性病感染を防ぐためにお風呂が分かれていたりとかしていますが、今、DVがほとんどだというお話ですけれども、売春防止法のもとでつくられているということでの限界とかはありますか。

それと、ステップハウスの運営を始めたということなのですが、19年度から始めた運営の実績とか、アダルト系に転落するのを防ぐ手だてになっているのか、こういうところは男性も使っていらっしゃる実績もあるのか。補助金はどうか、新しい生活移行支援について御説明をお願いします。

○栃堀女性保護専門官 売春防止法上の運営の限界といいますと、当初はやはり単身女性を想定しておりましたので、例えば単身女性で4人部屋とか、当時、そういう形でしたが、今、DVですと母子で保護される方もいらっしゃいますので、そういう意味では4人部屋をお母さんと子どもさんと1部屋使うといったことであったり、そうすると、どうしても定員よりはかなり入所者が少なくなってしまうという現状があるかと思えます。

それから、ステップハウスについては、施設がありまして、本体施設からスタッフがすぐに行けるようなところに一軒家とか、そういう建物を利用するということですので、ここで例えば10代とか20代前半の若い方が中長期で保護された後、退所する前にこういうところを利用しながら、地域でアルバイトをしながら一人暮らしの体験をしていくといったことになろうかと思えますが、その実績ということでは、こちらのほうは数字を持っておりませんので、失礼させていただきます。

男性については、あくまでも婦人保護施設は女性の利用になりますので、その実績はございません。

○辻村会長 ありがとうございます。

職業安定局のほうとか、あるいは警察庁に関連して何か御質問ございますか。

では、お願いします。

○平川委員 厚労省の職業安定局ご提出の資料4ページですが、「公衆道徳上有害な業務」に関する裁判例が2つ出ています。これを読ませていただいて、ちょっと残念に思ったのは、前々回の会議でヒアリングにかかわることなのです。ポルノ被害と性暴力を考える会の世話人をされている宮本節子さんと、弁護士の伊藤和子さんをお呼びして、いろいろと学ぶところが多かったと思うのですが、その中で、伊藤和子弁護士によると、アダルトビデオ出演を拒否した女性に対して芸能プロダクションから、2,500万円弱の損害賠償請求を提訴された民事裁判についてご説明をいただきました。この裁判は結果的には原告の請求は棄却される判決が東京地裁から出されたと



いうことでした。いろいろと新しい見解が示されたという画期的な裁判だったと聞いたわけなのですが、この資料には平成27年度の判決例が出ていないことを残念に思っているのですが、この平成6年と平成8年という古い裁判例を選んだ理由についてお聞きしたいのと、また他にもどのくらいの裁判例があるのかということを知りたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

時間が限られておりますので、お答えいただかないで、また何か資料をお出しいただくというのでも構わないかと思うのですが、類似の事件についての裁判例の数、どのくらいあって、近年、こういうAV問題が言われるようになって、新たに何か特徴があるのかとか、そういった推移のようなものを含めた統計のようなものがございませうでしょうか。ここで2つ出していただいておりますので、この2つだけなのかということとは当然あると思いますから、そこらあたりの資料を、今ということではなくて、補足的に今後出していただければありがたいと思っておりますが、可能ですか。

○小川需給調整事業課長補佐 厚生労働省のほうで、なかなか裁判例についてつぶさに把握するというのも、これはあらゆる法律でそうだと思うのですけれども、なかなか立件されて、その後裁判に至ってというのをつぶさに抽出するのは難しいところもございませう。ただ、今おっしゃったとおり、いろいろな例が出てきているので、私たちもちゃんと可能な範囲でちゃんとフォローするようにしたいと思っております。

○辻村会長 できましたらお願いいたします。

警察庁の資料についても、同じようなことを感じておりました。警察庁の資料でもこの2年半で22件ございましたとお伝えくださいましたけれども、従来の調査がそもそもあったのかどうかかわからないのですが、この2年半より前にも同じような調査があって、それよりもふえたのか、減ったのかですね。ここで初めて調査をして、初めて22というのが出てきたのか、将来も引き続き調査をされるのか。そういう歴史的な流れの中でこの22件というのには何か特徴を持っているのかとか、そういうもう少し広い視点から22件を特徴づけることができると、我々としてはわかりやすいのですが、調査は余りないのですか。

○高坂保安課長補佐 調査は今回初めて行ったものでございまして。

○辻村会長 これまでの数字は何も出ていなかった。

○高坂保安課長補佐 出ていなかった。

ただ、今後ですけれども、本年の下半期分もまた集約したいと。

○辻村会長 そうですか。そうすると、過去の事例や記録をたどれば、調べればわかりますでしょうね。全国の以前の例を調査し直すのは大変なことになりますが、以前のものと比較する予定はないのですね。

○高坂保安課長補佐 今のところは。

○辻村会長 仕方がないですが、今後はできるということですね。我々としては22件だと言われても、それがどういう位置づけにあるのかわかりませんので、少し御検討いただいて、調べられるものであれば、従来の数字と比較してもらおうとありがたいですし、今後も続けていただければ

ありがたいかなと思います。

それでよろしいですか。

○平川委員 警察庁の資料についてお尋ねします。私が聞き漏らしたかもしれないのですが、最後の対策のところ、対策の主な内容が2つありますね。その上のほうの各種法令の適用を視野に入れた取り締まりの推進ということで、例えば強姦罪の適用などとおっしゃいましたか。それを聞いたような気がしたので、私としては驚いて、前向きにやっていただくのだと思ったのです。もう一度確認させていただきたいのですが。

○高坂保安課長補佐 例示として、通達の内容ということで、強姦、暴行、傷害などといった刑法に定める罪のほか、職業安定法とか労働者関係法令といったものを適用して、取り締まりを推進してくださいという内容でございます。

○平川委員 アダルトビデオの強制的な出演等に関して、強姦罪などを適用すると聞いてもいいのでしょうか。

○高坂保安課長補佐 そういう状況があれば、さまざまな法令を適用して取り締まってくださいということでございます。

○平川委員 わかりました。ありがとうございます。

○辻村会長 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、ここで一回打ち切らせていただきまして、次に、議題2の、若年層を対象とした暴力の被害等というテーマについて、小西聖子先生から御専門の被害者支援の観点などを踏まえてお話をいただくということになっております。

35分程度でお話しいただいて、あと15分ぐらい、委員の方から質疑をしていただきます。省庁の方はこれで御退席でございますが。残ってくださる方もいらっしゃいますか。よろしくお願ひします。残ってくださってれば、その質問と絡むことがあれば、また先生からも省庁のほうにも質問していただいてもよろしいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

資料5でございます。

○小西教授 よろしくお願ひいたします。武蔵野大学の小西でございます。お呼びいただいてどうもありがとうございました。

私は、被害を受けた方の治療といひますか、医学的に言えばPTSDの治療を専門としておりまして、臨床研究を行っております。特にここ数年は平川さんが今、理事長をやっているSARC東京、東京のレイプ被害者のためのワンストップセンターですね。そこと連携して治療も行ってございまして、大学での臨床経験も含めて若年女性の性暴力被害について、その実情をお示したいと思ひます。

それについて、自分でどう考えているかもお示して、ただ、それだけでは経験談になってしまひますので、できたらアメリカでこういう若年被害というのをどのように捉えて、どのように分析しているかということをお示しを最後にちょっと、私の印象と非常に共通するところがありますので、時間があればお示ししたいと思っております。

さまざまな性暴力の被害者の方を私は診ますけれども、性暴力の被害者をたくさん診るようになって思うことは、DVの被害者や犯罪被害で来られる方の中では、大変若年被害者が多い領域だと言えます。被害を受ける時期というのは、乳幼児の段階からさまざまな時期に及んでおります。性被害を受けて、精神科に紹介される方の中には、性的虐待やそのほかの虐待、身体的虐待もあります。それから、性被害を受けたり、十分な保護を幼少期に得られなかった方が多いと思います。さらに、発達障害や心身の障害などを持つ方も多いと思います。また、これらの人たちが性にかかわる仕事で働いていることも少なくありません。

そういう印象があるというデータをお示ししたいと思います。

東京東部の精神科クリニック、性暴力被害ワンストップセンターと連携と書いてありますけれども、週に1度臨床をやっているクリニックでのデータです。恐らくこの3年ちょっとの間に、30名となっていますが、実際にはもうちょっとたくさんいらっしゃると思って、調査に同意していただいた方が30名ですね。多分、この数は実は私どものキャパのほうでかなり制限されていて、キャパがあればもっとたくさんいらっしゃると思います。

その平均年齢が27.4歳ですね。DVの被害者で同じような統計をとったことがあるのですが、DVの場合は30歳代後半ぐらいになっております。27歳平均の方のうちの未成年が16.7%で、小学生もあります。中学生もあります。高校生もあります。それから、20代の方が過半数ということで、非常に若い年代です。

レイプワンストップセンターと一緒にやっていますから、過半数の方が3カ月以内に来られます。

レイプの被害が半数です。

実際にやってみて、かなり意外に思ったのが、被害時のアルコール摂取が約3分の1ですね。これはいろんな状況で飲酒があります。例えばホステス業をやっていて、お酒を飲んでということもありますし、相手から強引に飲まされてということもあります。カラオケなどに行って、お酒を楽しんでいると思ったら被害に遭ったという方もいます。

過去の性被害歴がある人が3分の1。中身はいろいろですが、一番多いのは多分家族からの性的虐待ですが、性被害歴が3分の1強ありまして、一度被害を受けた人はさらに被害を受けやすくなるということ、これは海外の研究などでも既にわかっていることですが、そういう側面があって、早期の被害の防止というのはとても大事だということがわかります。

診断については主診断しか出していないのですが、PTSDと診断される人が8割、急性ストレス障害というのはPTSDの前の段階とっていただいてもよろしいので、さらに、適応障害というのはPTSDと診断するには症状が足りないけれども、あるいは、被害体験の重篤度が足りないけれども、ほぼ類似の症状のときにこうつけることになっていますので、非常にトラウマ体験の後遺症に特化している。精神科はそういう外来になる。これも性暴力被害の大きな特徴です。警察などでお出しのさまざまなデータでも、性暴力被害者はその後の精神的影響が非常に深刻である。このことはどの文献をとっても、どこの国をとっても言えていることですね。

実は、1つ例を示したいと思いますのですが、このケースは、今のSARC東京関連ではないのですけれど

ども、とても典型的でそんなに症状も重くないです。私としてはしょっちゅう診ているようなケースなので、典型例としてお持ちしたということです。

18歳のAさんですけれども、キャバクラに勤めていて、無職の同居男性と暮らしていたが、その中でキャバクラの従業員皆が嫌っている客、かっとなったり暴力的になる客にしつこく言い寄られていた。この無職の同居男性というのは彼女に暴力を振るって、彼女の稼ぎで食べています。

ある日、指名を受けてそのお客に接客したが、客は酔って彼女と一緒に帰るんだと言って暴れ出し、店はそれをとめられず、タクシーに2人を乗せて送り出しました。

男は自室にAさんを連れ込むと、包丁で脅し、性交を強要しました。

この人は従うしかなく、仕事が長引くと、家でもまた殴られると思い、早く帰りたい一心で男の言うことに従ったと本人は話しています。

この人はどうやってここまで来たかということなのですからけれども、近県で出生し、父は当時トラック運転手で家をあけることが多かった。お母さんは何があったかよくわかりませんが機能していない。養育力がないので、父母の実家などで過ごしながらか育ちます。

兄弟からいじめられておまして、幼少期に父が交通事故を起こし転職、都市部で小学校に入学。成績不良でほとんど1だと言っていましたけれども、音楽、体育は好きだった。小学校でもいじめに遭い、中学に進学しますが、実際には小学校五、六年ごろからほとんど学校に行けないようになっています。多分いじめによる不登校ですね。

中学1年生ごろまでは家に引きこもっていたが、その後は頻繁に家出を繰り返すようになり、中学3年になった後、児童相談所に保護されて、「2か月くらいいて」、一時保護だと思えますけれども、帰ってきたが、その後も家出をしていた。

家出の最中に現在の同居人と出会い、一緒に住み始めて3年ぐらいになるということですから、15歳頃からずっと同居しているということになります。その男性から紹介され、キャバクラに勤めて収入を得るようになった。最初は「何でも聞いてやるよ」と言われて一緒に住み始めたという感じらしいのですけれども、今や完全に彼女の収入を当てにして生活している。両親も帰らなくてよいと言っていると本人は言っています。

同居人との生活は、DVがあり、一番最近では1カ月前とのことですが、肩から肘にかけて青あざができ、唇や顔が切れたり、頭にこぶができたこともある。

ほかにはと聞くと、万引きはしたことがあるけれども、覚醒剤、薬物の使用はないと言っていました。

この人はやはり教育という点でも足りていないので、普通に使う心理テストの漢字が読めなかったり、意味がわからなかったり、そういうこともありました。

本人に会うととても明るい人なのです。別にキャバクラ業を嫌だと思っているわけでもなく、彼と一緒に遊びに行ったりもするのです。だけれども、よくよく聞いてみると、本当に家庭で養育されていない。誰かと安心して関係を持つとか、そういうことを一度もできなかったことがない。そのまま大きくなって、ある意味では学校の力も全くかりられず、家にひきこもりになり、そのこ

とをどうしようと考えてくれる人もおらず、そうやって外に出ていけば、いろんな人が寄ってきて、優しくしてくれるわけですね。そういう中で、こういうDV被害を与えるような男性と一緒に住み、それでもその人のことをすごく頼っているわけです。

この人は今、キャバクラ勤めでしたけれども、例えば15歳のときから当然性的なことでお金を稼いだりはしているのだと思うのです。詳しく聞いていませんけれども、そういう点ではこういうふうな家庭の養育力がなくて、本人もこれが悪いことか良いことかということを考えるほどの力もない中で、被害に遭っている。外から見たらとてもにこやかで、多分、そういう人のところに取材が来たりすると、「楽しくセックス産業で稼いでいます」と答えたりするかもしれない人もいますが、よく聞くと決して実態はそうではない。こういうケースが非常に多いというか、若い子には結構あるということは知っていただきたいと思います。見かけとは全く違いますね。

このほかの若年者の被害例ですが、例えば先ほどお話しした中で、小学生の被害とはどんなものだろうと思われるかもしれませんが、近親者からの被害だと、小学生のときは結構たくさんあります。父からの被害、兄からの被害、あるいは親戚からの被害というのもございます。それはやはり後に大きな影響を与えますね。それから、学校での学年が上、要するに、例えば自分の兄弟の同級生とか、あるいは、何らかの形で登校班が一緒だとか、そういうところの学年が上の子どもからの被害もございました。

中学になるとかなりあって、教師からの被害というのあれば、音楽系サイトと要っているのだけれども、実際には出会い系サイトに近いようなサイトで知り合った相手からの被害というのもございました。

高校生になるとほとんどの性被害の形態があるといってもいいぐらいですけれども、親戚からの被害、家族からの被害は中学生、高校生もあります。教師からの被害、出会い系サイトの知人からの被害、友人、知人からの被害など、本当にさまざまな被害があります。

さらに18歳から20代まで含めると、要するに、私が会ったときに、18歳以下という方にはいないのですが、20代までの被害者の方を含めると、AV出演を強要されたとか、インターネットでのチャットとか、ライブチャットというのですけれども、カメラを使ってライブで相手の方と話をし、例えば洋服を脱ぐとか、そういう形でのアルバイトというのが結構あって、それだと家から出ないでお金を稼ぐことができ、私の経験したケースではほぼ監禁に近いような状態でそういうことを相手からさせられていたというケースもございました。メールなどでやりとりをする、一種のサクラですね。そういう形でバイトをする。これも強要されていたケースもありました。

AV出演を強要されたと言われている方は、多分皆さん御関心がおありかと思いますが、それで、御本人もこういう被害があることを知ってもらいたいので、私が内閣府に行くなら話していいとおっしゃったのですけれども、実際には現在のところ、かなりぐあいが悪いのです。例えば自分の症状を、言葉でまとめて言うということもまだ困難な状況にあって、ちょっと私としては治療的な観点から、今、お話しすることが難しいので、この程度のところにとどめておきたいと思います。

こういう被害がさまざまにあります。

心理的に見たこういう若年の被害を受ける人の特徴というのを考えますと、大人でも同じですけども、さらにとのことですが、とにかく人に話せないで孤立してしまうことが、被害を受けたときも多い。例えばレイプ被害に遭っても、そのことを考えることも回避し、要するに、考えると絶望的になってしまうというときに、多くの大人はそれでも何かしないともっとひどいことになると思うわけですけども、若い子だと考えないでおくという選択が結構多いと思います。家族が気づくまで妊娠を放置し、発覚時には既に胎児が成長し、中絶ができなかったというケースもあります。

それから、人から言われたことを、大人のように疑えないで、先ほどの「何でも聞いてあげるから」もそうなのですけども、人から言われたことを非常に簡単に信じてしまう。そういう人ですから、何回か繰り返し言われたりするとひとたまりもないですね。そういうケースもあります。

例えば、黙っていないと家族に迷惑がかかるとか、あなたが犯罪者として逮捕されるとか、これは君の教育のためだとか、何かの罰としてセックスをしなくてはならないみたいな、さまざまな言い方で誘導されていることがあります。ゆっくりこういうところで考えれば見破ることができるうそもありますが、こうやって教育も余りうまく機能していない、家族も機能していないケースでは、本当にひとたまりもないと思います。

被害のことを言えない、被害者支援の情報が入らない、周囲から誤解される。こういうことがたくさんありますね。

引き続きですが、先ほどお話ししたような、回避的な思考、要するに、危ないと思ったから、よく考えるのではなくて、危ないと思ったら考えないというところがありますので、危険に気づかなかったり、断れななったり、自分の気持ちもわからないし、症状も結構わからないですね。自分にどうい苦痛があるのかもわからなくて、それが例えば非行に行動化したり、リストカットという形で行動化したり、身体化、行動化することがとても多いです。

一方で、男性が怖くなったり、人が信じられなくなったりということが被害後に起こることもありますが、特に思春期の方ですと、性的活動の過剰、売春やそのほかの危険な活動に平気で行ってしまいます。それから、非常に性的に無防備になる。そういうことがよく起こります。

これはぜひ知っていただきたいのですが、例えば男性が怖いのだったらわかりやすいかもしれませんが、被害を受けてどうしてそうなるのというところは、幾つか要因があると言われてます。1つは、自己評価が非常に低下する。守るべき自分みたいなものが余り感じられないと、人は自分の安全などどうでもよくなるわけですね。そういう投げやりな考え方というのが当然出てきます。自分に対してそう思います。

さらに、よくよく聞くと、一回遭ってしまった被害が苦しいので、それをなかったことにするために、違う性的な活動で復讐したかったり、自分のほうが大丈夫だと証明したかったり、病的なのですけども、そういう気持ちもあります。

それから、被害に遭った人は大体ほかのものが全部危なく見えてしまうというPTSDの症状があ

ります。世界に対する認知が変わると学術的には言っていますが、世界の全てのものが危険なように見える。それはいいことのように見えるのですけれども、言葉をかえると、危ない男性と安全な男性の区別がつけられず、どちらも同じに見えるということになります。そういうことが性的活動を過剰にさせる原因としては考えられていますが、とてもよくあります。逆に、先ほどあったように、こういう仕組みがあるから再被害が多くなると、心理的に言うこともできます。

長期的に、こういったことが人生に影響していくことは想像にかたくないと思います。

子供は誰かに支えてもらって初めて成長できるもので、自分自身の安心感というのがなければ成長できないわけですね。本当に親が頼りにならないという家庭が結構あります。臨床で未成年の人が、被害に遭ったということで来られて、親御さんがしっかりしていて、この子の被害を何とか回復させたいと言ってくれるともものすごくほっとしますけれども、親御さんに会ってみると、これでは親の助力は望めないと思うようなケースも結構たくさんあります。中には親が加害者であるケースもあるわけですし、もう一方の親も被害の衝撃を受けとめられないし、子供の被害に無関心になることもあります。子どもがどんな被害を受けても全てに無関心でネグレクトの親御さんもたくさんいます。

そういう子供が優しい保護者を求めていくというのは当然のことですね。家は嫌だから家出するのだけれども、家を出ると当然収入の道がありませんし、貧困というのもこういう子供たちにとっては非常に大きな要因です。お金が欲しい。お金が欲しいときに、こういう人たちがセックスワークあるいはその周辺の仕事にはまっていくことは当然だと思います。

そう考えると、若年の人たちの支援というのは、保護者や周囲の支援も必要だし、成人の被害よりさらに長期的で広範な支援が必要だと思います。

ここからはちょっと研究を御紹介したいと思うのですが、子供の被害について、David Finkelhorという人の研究が、それまでと一線を画して、ここから新しいことが始まったというところがあるので、御紹介したいと思います。

この人の子供の被害についての本は、森田ゆりさんが日本語で翻訳していらっしゃる、『子ども被害者学のすすめ』という本になっておりますけれども、1つの被害でどういうことが起こるかというのは今までもいろいろ研究されてきたのですが、窃盗被害、身体的暴力、虐待、きょうだい・友人からの被害、目撃・間接的な被害、性的被害の全部で34種類の具体的な被害について、2歳から17歳の子供に尋ねています。もちろん年少の子供は保護者に尋ねています。

この研究でわかったことは、過去1年間に1つでも被害に遭った子供の7割以上がほかの被害にも遭っているということをはじめとして、とにかく多重な被害を受けるということが起こってくると、要するに、被害が重なってくるとますます多重の被害になって、多重な被害であることがいろんな健康の問題、被害の問題に全て絡んでくるということがわかりました。実は虐待のほうでも似たような多因子の研究が最近は多くなってしまっていて、虐待だけでなく、子供を取り巻く環境全体を見なくてはいけないということもわかってきております。

例えばこの研究では、アフリカ系アメリカ人、経済状態貧困、ひとり親家庭などの特定の人口統計が具体的特徴が多重被害を受けている子供には見られます。さらに、多重被害はPTSDやADHD、

抑鬱などの子供の精神健康上の被害と関連していることが示されていました。

この研究が非常に画期的なものだったので、この後、1つ飛ばしますが、「National Survey of Children's Exposure to Violence」、これは政府系の機関の調査ですね。2008年に実施されたもので、日本で公式にどう訳されているかはわかりませんが、OJJDP、米国少年司法非行防止局ととりあえず訳しておりましたが、ここがCDC、米国疾病予防センターとともに実施しているものです。

これはFinkelhorのものよりもうちょっと規模を大きくして、電話で4,549人の0歳から17歳の子供にインタビューしております。

やはり被害を受けた子供のうち、3分の2が複数の被害を受けていて、10.9%の子供が5つ以上の被害体験をしています。1.4%は10以上の被害を受けています。

こういう子供たちの状況は非常によくありません。過去1年間に身体的に暴行された子供はその間に5倍性暴力被害に遭いやすく、4倍虐待に遭いやすい。関連ですけれども、こういうものが重なっていくことに大きな問題があると言えます。性暴力被害は一貫してこれらの被害の中でも重篤で影響の大きい被害として捉えられております。この表を見ていただきたいのですが、こういう多重被害にどういう道があるのかということですが、これが私が思っている臨床的印象と非常に近いと思います。

1つは、家庭そのものが危険である。虐待があったり、きょうだい間の暴力があったり、DVの目撃があったりする家庭。

家庭の崩壊、例えば家族がいなくなってしまう。しつけ機能が動かないとか、ネグレクトや情緒的な剝奪が大きいということですね。

さらに、子供自身がいるコミュニティが危険である。アメリカの危険なコミュニティと日本と少し違うと言われるかもしれませんが、ここにあるようなものも私が診ている方の中には結構たくさんあります。窃盗がしょっちゅう起こったり、暴力目撃があったり、仲間内の暴力があったり、性暴力の被害を受けたり。

さらにそれにもう一つ、本人の情緒的な問題、例えば先ほどちょっとお話ししたような発達障害とか、あるいは軽度の知的な精神遅滞がある場合などは、こういう被害をととても受けやすいですね。養育者のほうもどうやって育てればいいかなかなか難しいから、そもそも育てる力がプアなところにそういうことが加わってくるということがあります。それでさらにソーシャルスキルが乏しくなる。自分を守れなくなるし、世間からの差別というものもあるという、こういうことがそれぞれの人では量的には違いますが、重なって行って、さらに次の被害、思春期後期になっての被害や大人になっての被害を招いていくと考えるべきなのではないかと思います。

これは私のいうよりは、National Survey of Children's Exposure to Violenceの中で政策立案への要望として出ていることなのですから、まず、こういう子供の被害実態を調査しましょうということですね。なかなか、1つのことは調査されていても、全体としての調査が行われていない。

それから、子供の多重被害、こういうさまざまな被害を受ける。先ほどお話しした例は本当に



多重被害の典型です。いじめがあって、きょうだいからの暴力もあって、周りからの剝奪もあって、そういうことへ介入していきましようということです。

それから、例えば性的な虐待というのはとても大きな問題です。それは性的虐待だけが大きいのではなくて、当然その周りにはそれを許してしまう家庭や、とめられない親や、周りの状況や、そういうものがあるわけですね。そういう基底にある問題も扱っていく必要がある。PTSDという診断がつけば、トラウマは扱うことは本当は可能です。でも日本の現状では言えないですね。そういう治療法はあります。日本ではまだ広がっていませんけれども、そういうことはできる可能性はあるのですけれども、全体に子供の状況を扱っていかなくてははいけない。

こういう人たちがちゃんと保護されて、先ほどお示しした例も一時的に児相には行ったのかもしれないけれども、結局そこでとまってしまっているわけですね。そういう機能を強化する必要がある。

被害の連鎖を断ち切る必要があると述べられています。

私個人の気持ちとしては、JKビジネスという言葉はビジネスをする側、JKを消費する側からの言葉なのだと思うのです。被害を受けるほうがどうやってそういうところに立ちあらわれるかという視点で捉えると、余り昔も今も変わっていないのではないかと。虐待や貧困ということがそれほど変わっているとは思えません。そういう中で、昔からリスクの高い場所に立たされてきた子供たちがいて、しかもお金がなく、自分で稼がなくてははいけないという状況になったときには、当然、セックスワークというのはとても効率がいいものですね。そういうところに行かざるを得ないところがあるわけですね。そういう子たちがみんな不幸な顔をしているかという、全くそうではありません。それは臨床的には本当にそうです。とても明るく見える。でも、問題はその子たちが語らないところにあると思います。

その点では、消費する側、からの名称は変わっても、構造そのものは余り変わっていないのではないかとというのが私が思っていることです。まず、こういう問題に焦点を当てていただけることは、端緒としては大変ありがたいことだと思いますけれども、もう一つ進んで被害ということについて考えていただけたらと思っております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

広範な視点から発表していただきましたので、後ほど我々が問題にしているJKビジネス、AVの問題にもつなげて御議論いただければいいかと思えます。

委員の方から、まず御質問がありましたら、よろしくお願いたします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 先生、どうもありがとうございました。

お子さんの性的な虐待、例えばセクシュアルハラスメントを含めて被害に遭ったときに、お子さんが非常に素直にそのことを親であったり、あるいは養護の先生であったり、そういった先生に訴えたときに、学校側で適切な対応をとるというよりも、むしろそつき呼ばわりに近い対応、そんなことなかったよねという聞き取りが比較的行われて、私が今かかわっている事件がそうい

うケースなのですけれども、そうすると、二重三重に子供が傷つくと思うのですね。そういった意味では今、御報告があった、お子さんが複合的に傷つくということが、そういうふう信じてもらえないということも含めてなのではないでしょうか。

○小西教授 もちろんそうですね。性的な被害はその点でハードルが本当に二重三重にあります。まずは、大体親から人に言うなということを強く言われているので、それを打ち破って言うのにとっても大変なエネルギーが要りますね。言える人はそこですごいです。大体一番多いのは言えなくて30ぐらいまで持ち越してからいらっしゃる方が多いですね。さらに続いてのハードルとして、今、どこでもそうなのですけれども、養護の先生も担任の先生も、あるいはそこにかかわる警察の人も、福祉関係の方も、とても熱心な方もいます。一方で、旧態依然の方がいるのも確かなことです。そういうときに、例えば一見親が結構まともに見えたりすることもあるのです。そうすると、子供が言っているとおりなのか、嘘ではないかみたいな感じになってしまって、二次被害になるということはよくあると思います。

やはりその辺は、性的虐待というのはどこの家庭にもどういう場所にもあり得ることなのだというのもっとよく知っていただいて、子供がどう話すのかということなどについても知っていただくことは必要だと思います。

○阿部委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

柿沼委員。

○柿沼委員 性的な被害を受けた方が勇気を出して警察や何かに救済を求めたときに、被害者の人がさらされるような社会風潮は、私の間違いでなければ、最近もかなり有名な大学ですごい事件があって、男の人の側にそれほどの罪悪感が存在しないような見受け方もあったのですけれども、刑法の強姦罪とかを見ても、そういったところに対して非常に罰則も、私たち女性から見ると弱い気がしますし、女性の側にもうちょっとこういった社会的な、女性が弱いからとか、女性が悪いからとか、意志力が弱いからとかということではなくて、このレイプということとかについては、今は逆はないという想定で、男性が被害者という想定を外しますけれども、もう少し社会認知できちっと男性側に対する啓発というのも強めていただくことが必要かなと思います。

それと、アダルトビデオの強制出演ということで、契約をするということが労働基準法の中にもあるというお話が先ほどあって、一般民法の中の力が働きますというのがあったのですが、もうちょっとそういった芸能プロダクションとかに対するチェックというのですか、この場合は女性に対してもう少し力を入れた見守りというのでしょうか、まなざしというのでしょうか、そういうのも強めていただいたほうがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○小西教授 ただ、男性の被害も結構ありまして、それは今の御質問への答えから少し外れるかもしれませんがけれども、例えば強制わいせつの被害として表に出てくるケースを見ても、男性の被害もかなりあります。小さい子供の被害なども結構多いですね。

ちょうど私、法制審の部会の委員をやっております、法制審の答申が今度国会で通れば刑法

が改正されますけれども、その中では男性も女性も同じように扱われることになっています。私が言うことではないかもしれませんが。

それは正しい方向だと思いますし、男性の被害はPTSDの観点から見ますと少ないけれども、なった方はPTSDは女性より高いデータがございますので、性的な傷つきは大きいです。

男性に対する教育ということですが、私、先ほどの労働基準局のお話を聞いていまして、法律は人は自分が嫌なことはノーと言うという前提に従ってできていますけれども、こういう人たちがいる現場ではそういうことができない人がまさにできない状況に押し込まれてやっていることがすごく多いのです。それを違法性を証明しろと言われると、なかなか難しいのだけれども、心理的には人に強制されると簡単に追い込まれてしまったり、家族にばらすぞという一言で何も言えなくなったり、そういうことがたくさんあるので、自分が嫌なときはノーと言えるという前提に立って、若年女性の被害を解決しようとするのはちょっと無理ではないかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

平川委員。よろしく願いいたします。

○平川委員 小西さん、ありがとうございました。いつもお世話になっているのですが、SARC東京としては、小西さんのような方で急性期からの精神科医の介入ができる社会的な見地とか、あるいは回復のための療の技量とか、そういうものをもっともっと欲しいという状況です。そこで精神科医の方に限ってでもいいのですが、医師の方たちのこの問題に対する周知度や具体的対応をどのように考えているのか、また学会などで検討されているのか。そのようなことをお聞かせいただきたいのですが。

○小西教授 制度的には、PTSDの問題は1時間程度は医学教育の中に最近は組み込まれていると聞いています。特に災害対応なども中心としましてニーズがあるので、そうになっています。

以前、例えば20年ぐらい前に精神神経学会でこういう問題を出しても、ほとんど聴衆もないような時代もありましたが、現在は関心は非常に高まっています。ただ、私がやっているような治療といいますか、PTSDの専門として被害者の治療をしていくという医師がちゃんと数が足りているかという、足りていません。大変足りていません。

その一番大きな理由としては、少しずつ保険なども改正されてはきているのですが、経済的に成り立たない。私は大学の教員をやっていますので、そういうことができますけれども、そうではない時点で日本の保険医療の中でなかなか成り立ちにくい領域になっているということは言えると思います。

○辻村会長 ありがとうございました。

せっかく警察庁や文科省、厚労省の方がいらっしゃいますので、私のほうからも関係あるところを伺っておきたいのですが、最後のスライドで、National Surveyの結論だということだったので、今後の政策立案への要望というところで、まず、子供の被害実態調査というのがありますね。これは誰が調査する、どこがするのか。自治体なのか、文科省なのか、学会なのか、政府なのか。それについてはNational Surveyの結論としてはどういうことで、小西先生はどうお考えで、ここにおられる官庁の方々には、例えば文科省がどうやったらできるのだろうかとか、そ

ういうことを伺ってみたいと思います。

ここの中の児童保護機能の強化というところは児童相談所がありますから、厚労省かと思うのですが、なかなかこういうことが明示的に日本では語られたことが余りないと思うのです。

○小西教授 結局これも、日本でいえば、厚生労働省と法務省と両方の合同調査という形になるのだと思います。

○辻村会長 文科省はどうですか。

○小西教授 ここには文科省というか、教育のところは入っていない。別に入らないほうがいいのかということではなくて、このNational Surveyには参加していません。

○辻村会長 日本ではどうでしょうか。自治体がこういう調査について何かできますか。何かお考えありますか。

○栃堀女性保護専門官 私が婦人保護事業の担当で、児童相談所の担当が今日今日は来ていないのですが、恐らく性的虐待ということになれば、厚生労働省のほうで全国の児童相談所を通じて虐待の件数というのは把握しておりますので、その中で性的虐待ということで、数字は毎年度挙がってくると思います。ただ、具体的な性的な被害の内容ということになると、私のほうでは詳しいお話は。

○辻村会長 今後、どこかがやらなければいけないのですけれども・・・

○小西教授 結局これは子供の側に立たないとできない調査なので、行政の実際にやった数というのとは当然違ってくるわけですね。しかも暗数が多いものですから、特に性被害関係に関しては、警察に出ている数は日本は多分多く見積もって十数%なのですね。健康に影響するというレベルでいえば、もっともっとたくさんの被害がありますね。そうすると、どうしても司法と健康に関するところでは一緒に調査しなくてはいけなくて、なかなかそれが日本では難しいのかもしれない。

調査の手法としては、疫学の手法ですから、そういうものができる、あるいは社会調査ができるような部門であればできるはずですね。

○辻村会長 できるのですけれども、どこがやるかですね。文科省の立場として教えてほしいのですが、何か学校の中でいじめがあっけがをしたりした場合でさえ、教育委員会とか学校は、事実は認識していなかったということが多いですね。そうすると、学校の中で起こったいじめではなくて、家庭の崩壊その他が原因になって起こったような家庭内の児童虐待だとか、性犯罪とか、そういったことに学校が立ち入ることはほとんどないですか。文科省がそういうことも調査してくださいと、学校に依頼することは今後も政策の中身としてはあり得ないでしょうか。今日今日発表していただいたような子供の被害の実態調査などを、全国的に文科省が音頭をとって学校に通達を出して、調査を依頼するような方向性というのは無理でしょうか。

○市川女性政策調整官 実態把握については、現段階では厳しいかなと思います。ただ、そちらのほうがあるという実態を踏まえまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーであったり、24時間子供SOSダイヤルであったりというところの設置で、こちらのほうに関しては早期発見、早期対応というカテゴリーの

中で考えている施策でございます。

一方で、先ほど先生からも御説明がございましたが、幼少期からというか、そもそもやっていいことと悪いことというところがございます。こちらのところにつきましては、道徳教育の抜本的改善であったり充実といったところの指導を充実させていたり、先生の対応というところでは、教職員に向けての研修の充実というところもやらせていただいております。

また、こういった方たちに関しましては、外に出てこられるというところがございます。まだおうちの中にいらっしゃって、声なき声であったり、そういったところに気づいていたり、手を差し伸べていくために、一つして、家庭教育支援体制の構築ということで、訪問型家庭教育支援などの対応もさせていただいております。

文部科学省としましては、今、申し上げたような施策を十分にローラー的にやっていきたいと考えてございます。

○辻村会長 ありがとうございます。こういう被害も多様化して、子供の家庭環境その他が影響しているという御発表がありましたので、カウンセラーなどを拡充して、こういう問題をすくい上げる場所をいろいろふやしていく必要がありますね。学校だけではなくて、自治体などもあると思いますので、そういう方向で何か方向性を出して行ければいいかなと私も思います。

その他、小西先生のほうで警察庁のアダルトビデオだとかJKについての取組についてお聞きになって、御意見というのはありますでしょうか。先ほど伺った限りでは、やはり警察庁のほうも未成年を相手にする場合に、家庭とか児童相談所、学校とか、そういうところとのネットワークが今後問題になってくるかと思うのです。それは実際には難しいと思いますけれども、今後の対応策として。

○小西教授 ただ、このAV強要についての22件とは私は初めて見たデータで、新しく調査されたのですね。こういうデータが積み重なってきたり、どういうケースがあるかというのを出せるようにしていただいたりすることは大変重要だと思います。

○辻村会長 特に私が思いますのは、22件の中でも、20代、30代の場合には、成人として、自己決定というか、契約を結ぶ能力があるのですが、10代の場合は、児童ポルノや児童買春の条例等でも保護の対象になっている人たちですから、特に10代の未成年者、若年層に関しては、成人とは違った状況があると思いますから、ここについての調査、対応を今後検討していただいて、10代が何件ありましたということで終わるのではなく、10代の人についてはどういう対応が特別に必要なのかということ議論してゆきたいと思います。

いろいろな問題を抱えている未成年者が対象になったときに、成人女性のセックスワーカーと同じように論じるわけにはいかないと思いますので、ここについての特別のケアについて検討しないといけない。それをどこがやるのかということについて、警察庁のほうも考えていただきたいと思っておりますし、政府の側も、あるいは児童相談所の側も考えていただきたいと思っております。

ほかに何かございますか。もう時間がございませんので、一言まとめていただければありがたいです。

○小西教授 おっしゃるとおりで、とにかく被害が重なっていく経過というのがあるので、なる

べく早い時期の被害でとめること。なるべく早い時期に回復すること。被害の後もなるべく早く介入が入ることというのが、多分、政策のコストということを考えても、本当はそちらのほうがずっと有効なのだと思うのです。そういう点では、難しくてもそこにちゃんと焦点を合わせることはとても大事だと思います。

○辻村会長 ありがとうございました。

新しいデータなどに基づきまして、大変充実した報告をいただきまして、議論ができたかと思えます。今後、こういうものをもとにして、政策についても生かしていければと思います。

ちょうど時間が参りましたので、本日はこれで終わりにします。小西先生、どうもありがとうございました。

事務局から今後の開催予定などについて、お願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 本日もありがとうございました。

次回以降の開催日程や議事内容につきましては、改めて御相談させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○辻村会長 これにて第84回の専門調査会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。